



平 監 発 第 3 号
令和 5 年 4 月 2 5 日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 中 江 美 和
(公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

地域振興部市民協働・男女参画推進課、産業振興課、文化スポーツ課、農業委員会、会計課及び関係課において令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、監査の対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、以下の着眼点により実施した。

- (1) 予算の執行状況は適正か。
- (2) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産（公有財産、物品等、債権等）の管理は適正か。
- (5) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (6) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (7) 事務の執行は、法令等に従い、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年1月16日から令和5年3月30日まで

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 契約事務について

請書に受注者印の押印がないものなど、主管課における契約事務において、書類の不備等が見受けられたもの (文化スポーツ課)

2 会計年度任用職員任用事務について

任用通知書の勤務時間が守られていないもの (文化スポーツ課)

【意見・要望事項】

1 契約事務について

(1) 物品修繕契約において、同種の修繕を4件に分割して発注しているものが見受けられた。事務処理の見直しを図られたい。 (市民協働・男女参画推進課)

(2) 主管課における業務委託契約において、業務責任者届を徴取していないものが見受けられた。適正に処理されたい。 (会計課)

2 備品管理事務について

登録備品に備品シールの貼付がなく、管理も不十分であるものが見受けられた。適正に処理されたい。 (文化スポーツ課)